

【 第 2 回中標津町自治推進会議報告 】

日 時：令和 3 年 6 月 2 4 日（木） 1 9：0 0～2 1：0 0

場 所：中標津町役場 3 階 3 0 1 会議室

出席者： 1 2 名

（中標津町自治推進会議委員 6 名、ファシリテーター 1 名、事務局 5 名）

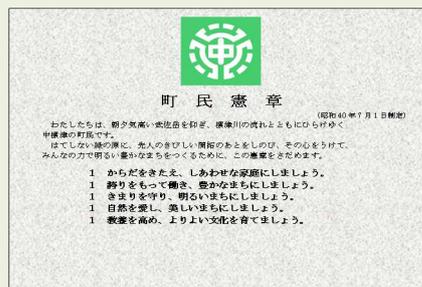
<会議次第>

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

町民憲章 唱和



(1) 前回会議の振り返り・町内会との懇談の振り返り

(2) 自治基本条例の見直し検討について

(3) その他

4 閉 会

<配付資料>

①令和 3 年度第 2 回自治推進会議次第〔省略〕

②町内会との懇談の振り返り

③条例改正に関する意見等一覧表〔省略〕

④町議会からの解説書一部修正要望箇所新旧対照表〔省略〕

<会議結果報告>

1 開 会

2 挨 拶：佐々木会長

3 議 題

〔進行：東田ファシリテーター〕



〇事務局からの報告

事務局

1点目の報告は町議会からの要望についてである。3月に自治推進会議と議会改革特別委員会による意見交換を行ったが、その後委員会で自治基本条例の見直しについて検討が行われた。検討の結果、条文の見直しに関する要望は無かったが、解説書の修正に関し自治推進会議に対して要望書をいただいた。要望については、議会改革特別委員会で議論しまとめたものを、議会議員全18名に確認した上で決定されたものである。内容は平成28年度の条例見直し時期にはまだ制定されていなかった、議会モニター設置制度と中標津町議会町民懇談会実施制度について、関係する条項の解説に記述を加えてほしいとのこと。自治推進会議でどう取り扱うか議論していただきたい。

2点目の報告は広報誌による自治基本条例の紹介についてである。7月号で条文の紹介が無事終了する予定であり、9月号以降は昨年度協議いただいたとおり自治基本条例の現在の見直し検討状況についての掲載を予定している。原稿は事務局で作成する。

(1) 前回会議の振り返り・町内会との懇談の振り返り

東田ファシリテーター

前回会議の振り返りと町内会との懇談の振り返りを事務局から願いたい。

事務局

第1回自治推進会議の議事の1、町長から諮問を受けた件について、会長、副会長より報告を受けた。ここから正式に条例の見直しについて検討していくということで確認した。

次に議事の2では議会との懇談の振り返りを行った。なにをもって自治が進んだかを検証することは難しいが、次の条例見直しの時期に検証結果をもとに条例改正が必要か判断できるようになるといいという話があった。

次に議事の3として今年度の自治推進会議についての議論を行った。条例を改正すると想定した場合、自治推進会議で方向性を示し、事務局が条文の案を作成し、連携・確認しながら進めていくのがよいのではないかという話があった。また、改めて条例改正が必要か確認を行うのはどうかという話があった。

最後に議事の4、翌日に予定されていた町内会との懇談の内容等について確認した。

町内会との懇談の振り返りについては資料にまとめたので確認いただきたい。おおまかな内容として、要望書、加入率、第4章の町内会及び町民活動団体についての話があった。最後に今後も継続して協議していきたいとの話があった。

(2) 自治基本条例の見直し検討について

東田ファシリテーター

条例の見直しを検討するにあたり、今回手がかりとなるのが過去の会議でた意見をまとめた一覧表と、町内会、町民活動団体を分けるのかというところである。今年度は8月に答

申するため答申書を作成しなくてはならない。全体的なスケジュールを把握した上で解説書を修正していくことになるが、解説書の修正は答申に間に合わなくてもよい。

まずは一覧表を参考に条文を改正するか整理していく。

●日本語学校開設に伴う条文又は解説書への「国籍」に関する記載について

東田ファシリテーター

第36条には外国人との交流のことについて記載されているが、日本語学校開設に伴い実際に外国人が住むと想定した場合この条文内容でよいだろうか。

委員

当時は外との行き来のイメージが強かった。条文に2項目を定め、交流メインではなく、在住についての表記を加えるのはどうだろう。

委員

第2条に町内に住所を有する人は外国人を含め町民であると書かれているためこのままでよいと思う。ただ、最後の言葉の締めくくりに違和感がある。

東田ファシリテーター

たしかに違和感がある。最後の記述は何を伝えたかったのか。だが、締め方に違和感があるため条文を改正したいという理由はどうなのか。第36条で他に気になる箇所があれば文言も改正することで整理しよう。

●パートナーシップ四つ葉にある「企業」の具体的記載について

東田ファシリテーター

パートナーシップの四つ葉には「町民」、「団体」、「行政」、「企業」という意味合いが込められているが「企業」に関する記述がほとんどないため条文に加えるべきかという意見についてどうするか。

委員

条文は改正せず第2条の解説のところに四つ葉のマークの説明などを追加するのがよいのではないか。

東田ファシリテーター

表紙のマークに文字を入れてもよいかもしれない。解説書を修正しよう。

●第7条（町民参加の機会の確保）

事務局

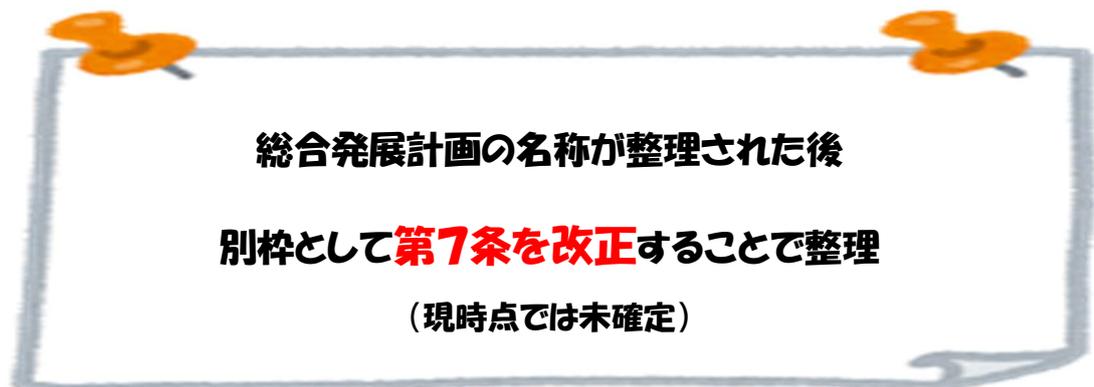
現在第7期の総合計画を策定中だが、条文に記載されている「総合発展計画」という名称がこのまま使われるかは未確定である。事務局としては名称を変更し「総合計画」で舵をきりたいと考えており、そうなると第7条の改正が必要となる。9月の定例会で総合計画の基

本構想と基本計画を議会に諮る予定のため、この場で了承を得られれば併せて条例改正も提案する流れになるかと思う。総合発展計画という名称を使っている条例が他に「中標津町議会の議決すべき事件を定める条例」と、「中標津町総合発展計画審議会条例」の2つあり、理由が一緒のため3つの条例改正を1本で提案できるものとなっている。

ただ、皆さまが協議していただいている改正とは別の扱いで、単純な名称変更として議会へ提案することと整理させていただきたい。

委員

異議なし。



東田ファシリテーター

第7条の(4)「総合発展計画基本構想及び基本計画並びに分野別の基本的な計画の策定又は見直しをするとき」のこの「分野別」と記載してある部分に都市マスが入るのか。

事務局

そういうことである。自治基本条例のこの定めがあるため、議会が議決すべき事件を定める条例の中に総合計画と都市マスが規定されており、セットで制定された条例となっている。

東田ファシリテーター

本日、都市住宅課長から相談を受けた。内容は、都市マスは都市計画法に基づいた計画であるため法律上議会にかけなくても策定又は見直しが可能であるが、中標津町の場合、この自治基本条例に定められているため議会にかけなくてはならない。都市計画審議会の方で、できれば法律に基づく形にしてもらえるとありがたいという話が出ている。だが、向こうに自治推の委員がいないため進め方自体をどうしたらよいだろうというものだった。相談を受けて、今回の改正に乗せてそこも改正しようと自治推の委員の皆さんが判断できるだろうかと返したが、なぜそれがあつたら困るのか。中標津町としては都市マスも大事だから総合発展計画と同じように議会に諮るのは当然だと判断した。だがその時点で法律と齟齬があるとは思っていなかった。今になって何が問題なのか？議会にかけることが手間なのか？そういう意見をいただいたがどうすればよいだろう。

委員

10年間都市マスの計画があつて、途中で見直しをかけたくなつたときにまた町民参加という重たい方法でやらなくてはならないのかというところなのだと思う。これは議会にかけなくてはならないのか。

事務局

自治基本条例としては、町民参加がなされていればよい。同時期に制定した「議会の議決すべき事件を定める条例」に都市マスが規定されているため、現在は議会の議決を得なければ見直し等を行うことができない。都市マス担当としては、計画期間中の軽微な修正をスムーズに行うため、議会の議決を必要としない形にしたいと考えているようだ。都市マスが議決事項となった経緯としては、もともと総合計画が地方自治法に基づき議会の議決が必要とされていたが、法改正に伴い議会の議決を必要としなくなったことから、法律上は議決を必要としないが、町として条例を定めて、総合計画の策定等については、議会の議決を必要としようとなった時に、都市マスも入れたのだと思う。

東田ファシリテーター

自治推進会議としては町民参加でやってもらえればよい。

事務局

色々な計画ものについては行政だけでなくきちんと町民の方に参加していただいて策定すべきだと自治基本条例で謳っている。それが総合計画や都市マス、環境計画であれなんでもそうである。

都市マスを議会にかけるかどうかはまた別の話となる。総合発展計画と都市マスが大事な計画となっているため議会を交えましょうという条例なのに法で規制されているため都市マスだけ議会の議事に入れないという改正は対議会のことを考えて難しい。都市マスの策定自体を議会の議決から外すというのは簡単な話ではない。

●第8条

事務局

条文の中で「満20歳未満の青少年」という表記があるが、民法の改正があり来年の4月から成年年齢が満18歳となる。現在「18歳」が一つの基準となつてきており、道内の他の自治体の条例を見るとそれに沿って改正しているところも数件あつた。20歳と標記している自治体も残っており、次の改正で見直されるのかというところである。また、年齢を謳わずに条文の中でそれぞれの年齢にふさわしい方法という表記にとどめているところもある。そちらの書きぶりは単純に青少年、及び子供に対しそれぞれの年齢に、と読み取ってもらうような規定の仕方をしていた。

世の中の情勢としてはそういった動きがあるため、今回の改正に伴い第8条も18歳にすべきなのか、年齢の枠を取り払うべきなのか検討が必要である。3月に条例改正するとタイミングも合い、政策的なものというよりは社会情勢が定まっているという意味合いのため説明も成り立つ。

委員

年齢の枠を取り払うのがよい。じっくりくる。

事務局

先のことを考えると年齢を謳わない方が幅広く読み取れると思う。

第 8 条 条例改正！

●第 9 条（町民参加の方法）

東田ファシリテーター

条例作成時に男女共同参画について記載するか話し合い、記載しないこととなったが今回の見直しで改めてどうするか。

委員

今の社会は男女だけではないと思う。

委員

男女共同参画だけを取り上げることで新たに問題が生まれるのではないか。

東田ファシリテーター

改正しないことで整理しよう。

●第 11 条（住民投票）

東田ファシリテーター

「住民投票の結果を尊重しなければなりません」の意味が曖昧ではないかという意見がでていたがここは改正するか。

委員

議会や行政は住民投票の結果を尊重しないことはできるのか。

事務局

強制力はないため可能である。結果を見て最終的に理事者がどう判断するかである。

委員

記載してあるだけでもありがたいのではと思う。書いてなければそれすらもない。

東田ファシリテーター

改正しないことで整理しよう。

●第15条（町内会及び町民活動団体の定義）

東田ファシリテーター

以前より議論していただいていた町内会及び町民活動団体を分けるかどうか。

委員

非常に難しいところである。各町内会と全町連の目的が異なるため厳しい。町内会がよいのか自治会がよいのかも非常に悩ましいところである。今回は見送り検討事項とする形で整理すべきか悩ましい。

東田ファシリテーター

単体の町内会の目的と全町連の目的が、親睦のところもあればまちづくりをするということもあり、全町連自体も連絡調整と広報だとかそういうところである。

委員

町内会と町民活動団体を一色単にしてよいかという部分はたしかにあると思う。

東田ファシリテーター

4月に行った懇談会でも改正するだけではなく各町内会、全町連の相互の動きが必要ではないかという話が出ていた。

自治が進んだか検証していないのに改正するのかという部分もある。私達は自治を検証するとはどういうことなのかを含めて話し合わないといけない。

今回は改正を見送るのか、自治の検証や町内会自体はどうなのかなどそれぞれ意見をだしていこう。

委員

今回は条文を改正せず、全町連から要望書をいただいたが全町連の目的に自治や共助を入れるのと併せて条例改正できるよう、5年後に向けて協議していくということを町長へ答申するときに伝えるのがよいと思う。全町連の方々から、今後の自治推進会議の皆さまと継続して協議していきたいと言っていたので次期委員の方達にお願いするのがいいかな。

現状として、町内会は親睦だけでなく花を植えたり実際に活動しているため、そこをまちづくりとしてもらったり、各町内会で条文を見直す、活動の在り方自体を考え直してもらい、全町連の町全体の町内会組織の在り方の抜本的な改革をするなどしてもらわないと自治推進会議としては動けないと思う。

委員

町民活動団体と分けたい。町民活動団体は多様性があり、裾幅が広いため定義が曖昧かなと思う。逆に町内会にははっきりしているため一括りにしない方がしっくりくる。だが、町内

会側で目的が異なるため今回の改正で分けるのは厳しいかもしれない。継続でよいが将来的には分けたいと思う。

委員

町内会ではなくて都市マスや地域ごとで考えてというような記載だとどうだろう。改正したいが今回の条文は保留にし、いずれ形を変えつつ自治とはなにかとそこから考えていくのはどうか。これという解決方法はないのかなと思う。

委員

条文改正したら第一歩になるのではと思う。今回は継続し検討を続けていくのはどうか。

東田ファシリテーター

今回の見直しでは町内会、町民活動団体は分けず継続審議ということで整理しよう。

●第25条（行政の責務）

東田ファシリテーター

町民は責務を負わないという考えで作ったものだが、町民の役割として入れた方が分かりやすいのではという意見がでていたがここは改正するか。

委員

当初責務は入れた方がよいと思っていたが町民に責務は重過ぎるかもしれない。この部分は解説書にいれよう。

●第34条（危機管理）

東田ファシリテーター

条文に社協の名前をいれるかどうかについて改めて検討しよう。

委員

地域防災計画に載っていないのにとびぬけてここで載せてしまうのはどうかと思う。

委員

災害時学校や公共施設なども避難所になるため社協だけではない気がする。解説書にいれるのがよいのではないか。

東田ファシリテーター

条文はこのままで解説書を変更することで整理しよう。

条文改正についての検討は一通り終了した。

次の自治推進会議では答申書を決定したい。今日から2か月程で答申書を作成するが作成方法をどうするか。

委員

5年前の自治推進会議で答申書の文言を話し合ったが全然進まなかったため作成は事務局にお願いしたい。

事務局

承知した。基本的には第8条の改正の部分と、議会や町内会との懇談などを今後も継続してほしいという内容と、この会議ででた意見を再確認し、取り入れるべき項目を追加した形で案を示せればと思う。

東田ファシリテーター

町内会から要望書をいただいているためそこに対する答えは丁寧に書くべきである。

委員

前回の答申では、自治基本条例を多くの町民に浸透させる必要があると書いていた。私達もアンケート調査を行ったり、対話を設けたことによって浸透は図られてきたというような記述を最後の方に追加してもらいたい。

事務局

この5年間で様々な取り組みをしてきたが、次の5年間も更に様々な手法で自治基本条例が浸透するよう取り組んでいただきたいというのが現委員の意見であるとそんな形でまとめようかと思う。

委員

ここまで一生懸命に取り組んでいる自治推進会議は全国でも数少ないと思う。こういう積極的な議論は続けてほしい。

東田ファシリテーター

答申書の作成が終わったら解説書の修正にとりかかろう。

委員

答申書は事務局に何回か案を示してもらい悩みながら作成するのがよいと思う。解説書は時間があるため先に手をつけておいてもよいと思う。

委員

漫画の話もあった。

事務局

漫画については解説書の検討の際に議論するのがよいのではないか。

東田ファシリテーター

それと、自治の検証の仕方を検討したい。

次回の会議では答申書を決定すること、解説書の検討を行うこと、自治の検証方法について考え始めることを目標にしよう。

まとめ

- 名称を変更するため第7条の条文を改正する(別枠)
- 年齢に関する標記を変更するため第8条の条文を改正する
- 答申書は事務局が作成する
- 次回の会議では
 - ① 答申書を決定する
 - ② 解説書の検討をする
 - ③ 自治の検証方法について考え始める

(3) その他

事務局

第3回目の自治推進会議は8月26日の19時から行いたいと思いますのでよろしく
お願いします。

閉 会